

～建設業無災害運動月間が始まります～

- 運動月間:平成31年3月1日～31日—
- 準備月間:平成31年2月1日～28日—

年度末は、公共工事等の多くの工事が竣工に向け、繁忙となることから、注意が必要な時期です。

建設業無災害運動月間は、この時期の労働災害防止対策のより一層の推進を図る目的で、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部や傘下分会が主催する自主的な取組期間となっています。

当署ではこの取組を応援し、次の日程で説明会が開催されますので、多数の出席をお願いいたします。

2月 5日(火)	13:00～	喜界町中央身公民館
2月 8日(金)	13:30～	瀬戸内建設会館
2月12日(火)	13:30～	徳之島建設会館
2月19日(火)	9:30～	与論町中央公民館
2月19日(火)	15:30～	和泊町中央公民館
2月22日(金)	9:30～	奄美建設会館

※建設業の三大災害(墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、倒壊・崩壊災害)を防止するためにそれぞれの対策を徹底しましょう！

～「働き方改革」による労働時間法制の見直し～

月60時間超えの割増賃金率を50%に引き上げ

「働き方改革」による労働時間法制の見直しの一つとして、「月に60時間超えの割増賃金率」が2023年4月1日から、50%に引き上げられます。今、大企業にしか適用されていない月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金の率50%を中小企業にも適用するものです。

月60時間までの時間外労働に対する割増率は、25%で、時間単価が1000円とすれば、1250円の割増賃金額となります。例えば、月80時間の時間外労働があった場合は、60時間までは1時間当たり1250円、60時間超えの20時間は1時間当たり1500円の割増賃金額となります(残業時間の上限規制等、「労基署だより」第135号参照)。

労災かくしは犯罪です。

労災事故が発生した場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を届ける必要があります。健康保険は使えません。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

だより
労基署

第140号
H31.2.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金
1時間 **761**円

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日にも無料で受け付けます。
ほい らうどう
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集
(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)